

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和2年10月22日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和2年10月22日（木）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

健康課 佐藤課長、竹内副主幹

3 件名

国の新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業（令和2年度予備費分）の実施について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・対象は65歳以上の者とそれ以下の基礎疾患のある人ということか。
→そのとおり。

・期間はいつまでを想定しているか。
→令和3年3月末までを想定している。

・県内で実施を予定している市町村はどの程度あるのか。
→20市町村が県へ相談をしている状況だが、最終段階でどの程度となるかは不明である。

・基礎疾患の確認方法は。
→基礎疾患の確認方法については、今後医療機関と調整する。

・契約する病院はあるのか。
→現在、各医療機関に確認中である。前向きに検討している医療機関があるため、実施に際し支障はないものと考えている。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(経営戦略会議)

部課名 健康子ども部健康課

件名	国の新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業(令和2年度予備費分)の実施について							
現状・課題	厚生労働省老健局長から老発0915第1号により、令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業(令和2年度予備費分)の実施について通知があった。 この通知により、国では65歳以上の高齢者と基礎疾患を有する者を対象とし、自由診療によるPCR検査及び抗原定量検査を実施する市区町村に対し、助成を行う。							
付議事案	目的	高齢者及び基礎疾患を有する者は、感染した場合に重症化するリスクが高い特性があり、仮に感染した場合には、死亡例の増加、重症者の増加とそれに伴う医療提供体制の逼迫につながる可能性がある。 感染が疑われる場合は行政検査や市独自のPCR検査を実施することが基本となるが、重症者を増加させないよう、地域の感染状況に応じて、更に検査に取り組む必要がある。 国の助成制度は、市が制度化しないと市民が助成を受けることができないため、市民が不利益を被ることとなる。このため、市内医療機関と委託契約を行い、PCR検査を実施する。						
	対応方策	65歳以上等の希望者がPCR検査を希望する場合、市が委託する医療機関で実施することにより、2万円(2分の1を国補助、2分の1を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)を市が負担する。2万円を超えた部分については、検査受検者の自己負担とする(一人1回に限る)。						
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の可否 ・2分の1を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象とするものの可否 							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)								
スケジュール	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	無			報道発表	有	プレスリリース	
	議会説明	有	10/27	議員全員協議会	広報・HP等	有	広報しろい、HP	
	市民参加	無						
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで						
参考情報	関係法令等							
	関係課	高齢者福祉課						
	事業費	4,000 千円		うち特定財源	4,000 千円)			
	カテゴリ	年代	高齢者	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段

老発0915第1号
令和2年9月15日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
市町村長
特別区長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行下における
一定の高齢者等への検査助成事業（令和2年度予備費分）の実施について

標記事業の実施については、別紙「令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業（令和2年度予備費分）実施要綱」により行うこととし、令和2年9月15日から適用することとしたので通知する。

なお、本事業の実施に当たっては、事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知について、特段のご配慮をお願いします。

(別紙)

令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業
(令和2年度予備費分) 実施要綱

1 事業の目的

高齢者及び基礎疾患を有する者は、感染した場合に重症化するリスクが高い特性があり、仮に感染した場合には、死亡例の増加、重症者の増加とそれに伴う医療提供体制の逼迫につながる可能性がある。

感染が疑われる場合は行政検査を実施することが基本となるが、重症者を増加させないよう、地域の感染状況に応じて、更に検査に取り組む自治体の取組を支援するため、感染した場合に重症化するリスクが高い一定の高齢者や基礎疾患を有する者の希望により、市区町村において検査を行う取組を支援することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市区町村とする。

3 対象事業

(1) 事業内容

感染拡大や重症化を防止する観点から、市区町村が行う、行政検査以外の検査事業であって、一定の高齢者や基礎疾患を有する者が、本人の希望により検査を行う場合に、国が一定の費用を助成する。

(2) 検査対象者

ア 65歳以上の高齢者

イ 基礎疾患を有する者（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患等を有する者）

(3) 対象となる検査

ア PCR検査（基準単価は20,000円）

イ 抗原定量検査（基準単価は7,500円）

(4) 実施要件

市区町村は、行政検査を含めた管内の検査の全体調整を行う都道府県と協議し、都道府県の作成した検査体制整備計画との整合性を確認した上で、検査実施体制の整備を行うこと。

(5) 事業実施上の留意事項

ア 基礎疾患を有する者については、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第3版」（令和2年9月4日）において重症化のリスク因子とされている疾患を記載しているが、最新の知見を踏まえ当該内容に変更があった際は、別途、厚生労働省からお知らせする。

イ 本人の費用負担を求める場合は、当該費用負担を差し引いた費用について申請を行うこと。

ウ 市区町村は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

4 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する費用については、厚生労働大臣が別に定める「令和2年度疾病予防対策事業費等補助金（新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業）（令和2年度予備費分）交付要綱」に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 その他の留意事項

本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省老健局老人保健課と協議の上、決定する。